

【1994年2月22日】老人保健制度の改正案について（付添看護・介護の解消、入院時の食事に係る給付の見直し、拠出金による老人保健施設整備等の実施、高齢者関係審議会等の統合その他所要の改正を行う）（答申）

老人保健審議会

平成6年2月22日

厚生大臣 大内 啓伍 殿

老人保健審議会
会長 宮崎 勇

答申書

平成6年2月17日厚生省発老第9号をもって諮問のあった件について別紙のとおり答申する。

今回の改正案は、本審議会が昨年12月15日に具申した老人保健制度の見直しに関する意見で示した考えにおおむね沿ったものであり、これを了承する。

今後、改正内容に対する国民の一層の理解を得るため、改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るほか、次の点を十分踏まえ、高齢社会のニーズに適應した施策の展開に努められたい。

- 1 付添看護・介護の解消は、とりわけ老人医療において重要なものであり、本審議会においてこれまでもその対応の必要性を指摘してきたところである。今般、その実現を図ろうとすることは、評価できるが、克服すべき課題もあることから、その対応につき、関係者の理解と協力を得るとともに、必要な人材の確保策についても十分配慮し、平成7年度末までの付添看護・介護の解消に全力をあげられたい。
- 2 増大し、多様化する高齢者の保健・福祉ニーズに対応するため、ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）を強力に推進することが求められる。このため国及び地方における諸施策展開のための一層の努力を期待する。
- 3 拠出金による新たな事業は、老人保健施設整備等ゴールドプラン支援のための緊急の措置であり、平成11年度までの事業とすべきである。また、その実施に当たっては、常に事業の進捗状況を把握するとともに、保険者等の意見が十分反映されるような仕組みの設定と運営が求められる。

なお、入院時食事療養費に係る標準負担額の水準、特に低所得者のそれについては、さらに配慮を行うべきであるとの意見があったことを申し添える。